

○滋賀県職業能力開発審議会条例

昭和44年10月 1日

滋賀県条例第42号

改正 昭和60年 7月 13日条例第32号

平成12年 3月 29日条例第62号

平成13年 3月 28日条例第 2号

平成13年12月 27日条例第61号

〔滋賀県職業訓練審議会条例〕をここに公布する。

滋賀県職業能力開発審議会条例

(題名改正〔昭和60年条例32号〕)

(設置)

第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定に基づく審議会  
その他の合議制の機関として、滋賀県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を  
置く。

(全部改正〔平成12年条例62号〕、一部改正〔平成13年条例61号〕)

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者および学識経験のある者の  
うちから、知事が任命する。ただし、関係労働者を代表する委員および関係事業主を代表  
する委員は、同数とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期  
は、前任者の残任期間とする。

2 任期が満了した委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行なう。

(特別委員)

第4条 審議会に、委員のほか特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。  
3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。  
(会議)

- 第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会長は、会議の議長となる。
  - 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、滋賀県商工観光労働部において処理する。

(一部改正〔平成13年条例2号〕)

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に  
はかつて定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県職業訓練審議会設置条例（昭和33年滋賀県条例第44号）は、廃止する。
- 3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次  
のように改正する。

[次のように] 略

- 4 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第6号）の一部を次の  
ように改正する。

[次のように] 略

#### 付 則（昭和60年条例第32号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

#### 付 則（平成12年条例第62号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 付 則（平成13年条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則（平成13年条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。